

2019年度版

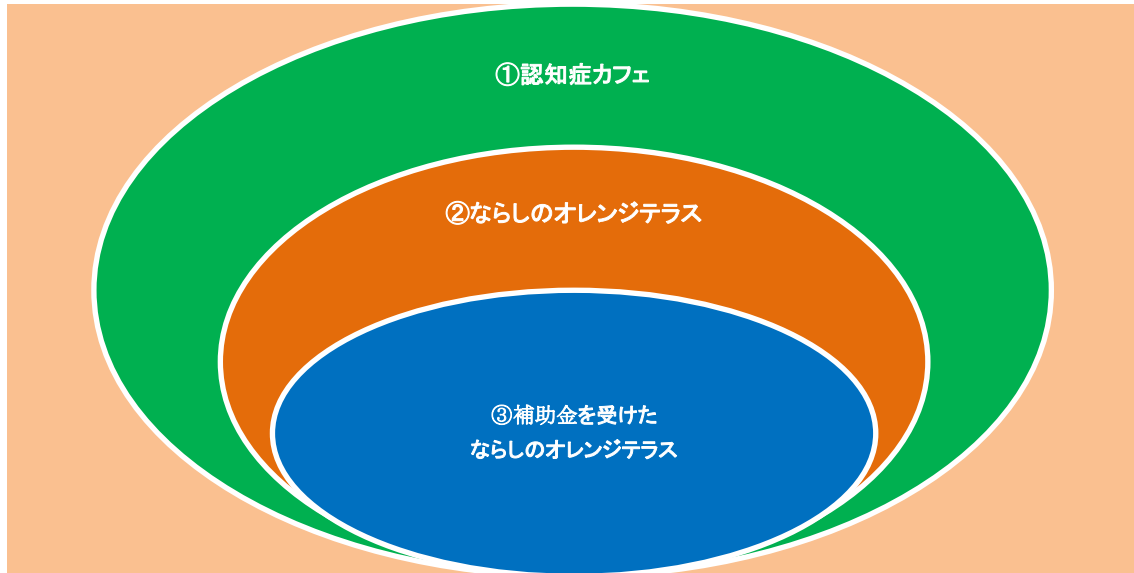
ならしのオレンジテラス運営の手引



- ① 習志野市認知症サポート事業所・団体等登録事業
- ② ならしのオレンジテラス運営補助金交付事業

習志野市役所高齢者支援課

習志野市における認知症カフェの位置づけ



①認知症カフェ

認知症の人と家族、地域住民、医療や介護の専門職等の誰もが気軽に集い、お茶やお菓子をいただきながら交流し、情報共有等を図る中から認知症の理解を深める場、相談できる場のことを言います。

②ならしのオレンジテラス

認知症カフェ①のうち、習志野市が示した要件を満たすカフェについては申請により、「ならしのオレンジテラス」として、認知症サポート事業所・団体等に登録されます。またオレンジテラスを運営する団体種別を医療または介護の専門職を配置する事業所・団体等とその他の事業所等に分類し、要件を緩和したなかで、多くのカフェが立ち上がり、市と連携しながら認知症の理解を広め、共生のまちづくりを進めます。補助金の申請資格も得られません。

③補助金を受けたオレンジテラス

ならしのオレンジテラス②として登録されたカフェは、補助金交付の要件を満たせば、立ち上げや運営にかかる補助金の交付を受けることができます。

習志野市認知症サポート事業所・団体等登録事業

1 事業の概要

この事業は、本市が進める認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりに賛同し、本市が示す要件を満たす認知症カフェを設置、運営する団体を「ならしのオレンジテラス」として登録いただき、支援していくものです。認知症の人の支援や家族の介護負担軽減を図り、認知症についての正しい知識の普及啓発等に積極的に取り組む「認知症サポート事業所・団体等」として、補助金交付などの支援も受けられます。

2 ならしのオレンジテラスの要件

根拠となる法令等：習志野市認知症サポート事業所・団体等登録事業実施要領

第2条(登録対象)

1. 「ならしのオレンジテラス」とは、認知症の人とその家族、地域住民、医療や介護の専門職等の誰もが気軽に集うことができる場で、次の活動を行います。
 - (1) 認知症に対する理解を深めるための活動
 - (2) 参加者相互の交流及び情報交換
 - (3) 認知症の人の家族及び介護者同士の交流並びに情報交換の機会の提供
 - (4) 認知症及び介護に関する相談に関する対応
 - (5) 認知症の人等の当事者の発言機会の確保
2. 次のいずれにも該当しない法人、団体であること。
 - (1) 習志野市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第9条第3項の規定による市の求めに応じ、必要な措置を講じることができないもの
 - (2) 市税を滞納しているもの
 - (3) 宗教的又は政治的活動を伴うもの
 - (4) 法令及び公序良俗に反するもの

※ 市税を納付したことを証明する書類の添付は必要ありません。

第3条2項(実施事項)

3. 実施する事業の内容は以下をすべて満たすものとします。

(1) 会場

認知症の人等、その他の参加者が安全に集える程度の面積に、テーブルや椅子等を配置し、くつろいだ雰囲気の中で自由に交流できる場が提供できること。

(2) 対象

利用対象者は習志野市内に住所を有する認知症の人及びその家族、地域住民。在住及び在勤者とする。

(3) 相談対応

運営団体のうち、医療または介護の専門職を配置する事業者については、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、作業療法士等の専門職を1人以上、その他の運営団体の場合はキャラバン・メイト、認知症サポーター、認知症の人と家族の会会員等や市が適切と認める者を1人以上配置し、相談に応じることができること。また、内容により適切な支援につなげること。

(4) 開催回数と時間

1か月に1回以上とし、1回当たりの開催時間は2時間30分以上とする。

(5) 費用

利用にかかる料金は基本無料とするが、飲食にかかる費用及び創作活動等に伴う原材料費等は実費相当額として500円(消費税及び地方消費税を含む)以内で利用者の負担とすることができる。

(6) 参加者への配慮

認知症の人が自ら活動し楽しめる機会、認知症の人や家族同士が交流できる機会、地域住民にとって認知症に対する理解を深める機会となるよう努めること。

(7) 地域との連携

高齢者相談センター及び認知症地域支援推進員(※)、地域の関係者等との連携に努める。また、カフェの利用者の拡大も含め認知症の理解に向けた啓発に努める。

(8) 個人情報の保護

認知症の人や家族の個人情報及びプライバシーの尊重・保護に万全を期すものとする。従事者でなくなった後においても同様とする。

(9) 事故防止等

習志野市認知症カフェに係る事故の責任は運営団体が負う。

(10) 食品の衛生管理

茶菓子等を提供するときは衛生管理に十分留意する。

(11) 認知症サポーター養成講座の開催

医療または介護の専門職を配置する事業者等については、年に1回以上開催する。

(12) 市の指定するのぼり旗を掲示する。

(13) 習志野市ホームページに認知症カフェの情報掲載することに同意すること。

「認知症地域支援推進員」とは？

要件: 認知症の医療や介護の専門知識を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、その他これと同等と市が認めた人

実施: 認知症の容態に応じた医療介護サービスの提供体制づくり

: 関係機関と連携した認知症対応力向上のための支援、認知症カフェの開設支援や多職種研修の実施

: 認知症の人や家族への相談支援や必要なサービス提供のための調整 など

※習志野市は高齢者相談センターに推進員を配置し、認知症にやさしい地域づくりを進めるため多くの方々と共に取り組んでいます。



3 ならしのオレンジテラス運営にかかる手続き

1. ならしのオレンジテラスとなるための申請

市や他の団体等と連携し認知症にやさしいまちづくりに取り組もうとする団体は、習志野市認知症サポート事業所・団体等の登録手続きをお願いします。

登録申請

- ・ならしのオレンジテラス登録申請書(第2号様式)
- ・事業所等概要書(第3号様式の1か2) 1は医療または介護の専門職を配置する事業所等 2はその他の事業所等
- ・ならしのオレンジテラス実施計画書(第4号様式)

受理審査 決定通知

- ・習志野市認知症サポート事業所・団体等登録可否決定通知書(第5号様式)
※本決定通知書は補助金申請の際必要となります。

ステッカー 等の配布

- ・認知症サポート事業所ステッカーを原則1枚配布します。
- ・ならしのオレンジテラス(習志野市の登録認知症カフェ)であることを示すのぼり旗を配布します

《ステッカー見本》

入口等目立つ場所に貼ってください。

認知症サポーターはオレンジリングを身に付けて接客をお願いします。



- ならしのオレンジテラス実施計画書(別記第4号様式)の表面記載事項は、習志野市ホームページに掲載される内容となります。
- 内容に変更がある場合は速やかに高齢者支援課に連絡してください。内容によっては、次項の手続きをお願いする場合があります。

2. 登録内容に変更があるときの手続き

- 本市ホームページに掲載している内容の変更については速やかに連絡いただき、あわせて別記第8号様式[習志野市認知症サポート事業所・団体等登録内容変更・登録取り消し申請書]をご提出ください。

*ならしのオレンジテラス登録申請書(第2号様式)および実施計画書(第4号様式)記載事項に変更があるときはこれに該当する場合があります。

- 事業所等概要書(第3号様式)については上記と重複するもの以外の、構成員等に係ることや目的活動実績等の変更については届出の必要はありません。
- 一定期間認知症カフェを休止する必要がある時は速やかにご連絡下さい。再開の見通しはいつごろかなどをお聞きます。手続きが必要となる場合もあります。

3. 認知症カフェの廃止の届出

- ならしのオレンジテラスを廃止しようとする時は、廃止する1か月前までに、習志野市認知症サポート事業所・団体等登録内容変更・登録取消申請書(第8号様式)の、□登録の取消しを申請します。 にチェックを入れ理由を付して提出します。

4. 登録の取り消し

- 以下の該当することが判明した時には、習志野市認知症カフェとしての運営は取り消されます。
 - (1) 申請内容に虚偽が認められるなどの不正な手段により認知症カフェの決定を受けた時。
 - (2) 要綱の規定に違反したとき
 - (3) その他市長が不相当と認めた時
- 上記3の事業所・団体等から廃止の届け出が出されたときにも、これを受理し登録を取り消します。
- 取り消した旨をその内容を添えて運営団体等に通知します。
- 市より交付されたステッカーおよびのぼり旗の返還をお願いします。

5 実施報告書の提出

- 年度内最後のカフェ実施日から1か月以内、廃止取り消しの届出日または取り消しを受けた日から1か月以内に、ならしのオレンジテラス実施報告書(別記第7号様式)を提出ください。

4. 登録により受けられる支援

ならしのオレンジテラスは認知症サポート事業所・団体等に登録されます。様々な特徴あるカフェが身近にあることで、認知症の人や家族にやさしく安心して住み続けられる地域づくりが進んでいきます。

- (1) ならしのオレンジテラスの立ち上げや運営にかかる補助金の交付を受けられる可能性があります。後述9ページからの「ならしのオレンジテラス運営補助金交付について」をご覧ください。
- (2) 習志野市ホームページやチラシに情報を掲載し市民に周知します。
- (3) ならしのオレンジテラス連絡会(全体会)を年1回開催します。
- (4) 運営にかかわることの相談は、随時、市役所高齢者支援課及び5か所の高齢者相談センターやセンターに配置した認知症地域支援推進員などが承ります。

5. 登録事業所・団体等に具体的にお願していること

- 認知症と思われる方にやさしい対応をお願いします。心配な状況がありましたら、お近くの高齢者相談センターに連絡ください。
- 市から認知症に関するポスター、チラシ、パンフレット等の掲示や配置をお願いすることがあります。できる範囲でご協力ください。またイベント等の情報提供をしますので、ご参加いただくことは大歓迎です。
- 認知症サポート事業所であることを示すステッカーを目立つ場所に貼っていただくことと合わせて、認知症サポーターの方はオレンジリングを装着して利用者の対応をお願いします。



ならしのオレンジテラス運営補助金の交付

1. 補助金の概要

この補助金は認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の人と家族、地域住民、医療介護の専門職等、誰もが集い交流できるならしのオレンジテラスの運営を支援するため、その立ち上げにかかる費用及び運営にかかる費用の一部を補助します。

根拠法令：ならしのオレンジテラス運営補助金交付要綱

(1) 対象者

- ならしのオレンジテラスの登録がされたもの(=習志野市認知症カフェとして、習志野市認知症サポート事業所・団体等に登録している。
- ならしのオレンジテラスの運営にあたり、本市財源による他の補助金を受けていない団体であること。

(2) 補助の対象となる経費

<立ち上げ支援>

ならしのオレンジテラスを立ち上げるために必要な経費とします。したがって運営開始に際しサポート事業所に登録いただくことが条件となります。

対象経費	補助金の額	補助限度額
消耗品費、修繕費、備品購入費	対象経費の総額100%の相当する額の範囲内で交付決定事業所等が必要とする額	10万円

<運営支援>

事業所等の種類により対象経費及び額が異なりますのでご注意ください。

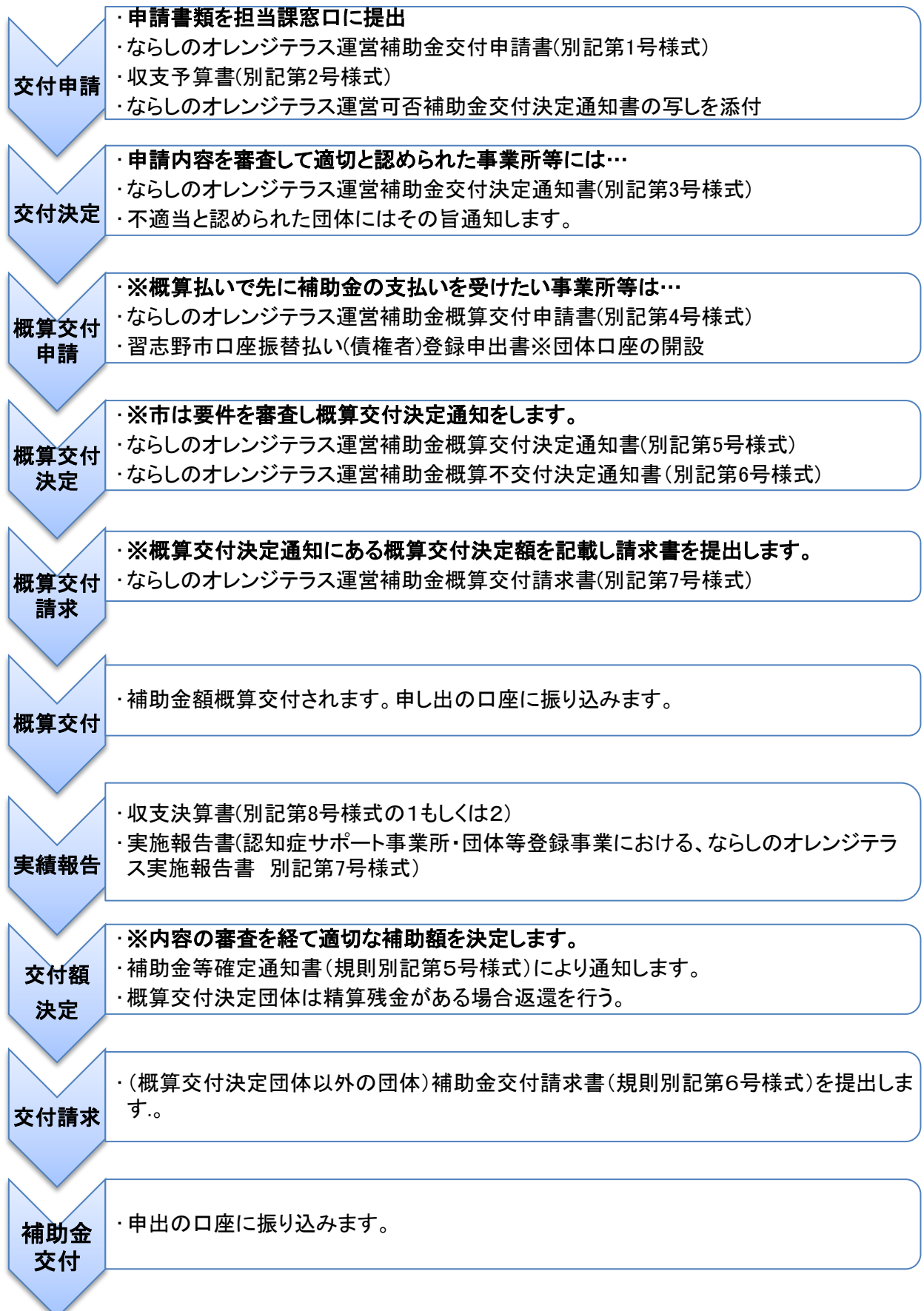
種類	対象経費	補助金の額
医療または介護の専門職を配置する事業所等	①光熱水費、保険料、郵便料、通信費、印刷製本費、消耗品費、備品購入費、報償費、使用料及び賃借料 ※対象経費の総額100%の相当する額の範囲内で交付決定事業所等が必要とする額 ②専門職配置にかかる補助金(月額5千円)	①上限6万円 ※月額5千円×実施月数 ②6万円 ※月額5千円×実施月数
上記以外の事業所等	①光熱水費、保険料、郵便料、通信費、印刷製本費、消耗品費、備品購入費、報償費、使用料及び賃借料 ※対象経費の総額100%の相当する額の範囲内で交付決定事業所等が必要とする額	①上限6万円 ※月額5千円×実施月数

補助金の上限額は、認知症カフェの実施月数に応じて減額します。

2. 補助金の申請から交付まで

(1) 申請から交付までの流れ

- 運営する事業所等の種類により使用する様式が異なる場合がありますので、ご注意ください。
- 医療または介護の専門職を配置する事業所等については、習志野市認知症サポート事業所・団体等登録事業実施要領3条の2(8)(10)等の実施事項に十分留意し運営計画を立てていただくようお願いします。
- 概算払い他補助金の支払い口座については、それぞれの団体名、カフェの名称等及び代表者名をもって開設をお願いします。個人の通帳にはお支払いできません。
- 補助金の申請をご検討の場合は、相談及び申請窓口は市役所高齢者支援課包括推進係となりますので、事前にご連絡ください。



<申請及び問合せ先>

住所：〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1

習志野市役所 1階 健康福祉部 高齢者支援課（包括推進係）

電話：047-453-9203

FAX：047-453-1825

E-mail: koretai@city.narashino.lg.jp

